

「もんじゅ」保安検査結果の状況についての
平成 26 年 4 月 11 日配信の共同通信記事について

平成 26 年 4 月 11 日に配信された共同通信記事における「もんじゅ」保安検査結果に関する記事について、事実誤認に基づく記載があり、「もんじゅ」現場の保安検査への取組について大いなる誤解を与える恐れがあったことは、大変遺憾に思うとともに、このような報道に対して強く抗議いたします。

原子力機構としましては、全力を挙げて現在進めている「機構改革」を成し遂げるとともに、安全を最優先に、持てる力を十分に発揮し、政府の方針、国民の付託に応え、社会に貢献して参りたいと考えております。

【記事内容 その 1】

「もんじゅ虚偽報告の疑い」「報告が虚偽だった疑いがある」

【事実関係】

- ・昨年 9 月 30 日に原子力委員会に提出した保安措置命令に対する「結果報告（その 1）」に記載した「平成 24 年 11 月末時点において点検時期を超過していた未点検機器の個数」について、今般、修正が必要な状況となったことは事実であります。しかし、提出後の確認作業において誤りが確認されたものであり、意図的に誤った報告を提出したものではありません。従って、機構としては「結果報告（その 1）」が「虚偽報告」に該当するとは考えておりません。

【記事内容 その 2】

「新たに 9 機器未点検」「昨年 9 月の原子力規制委員会への報告と矛盾」

【事実関係】

- ・今回の保安検査において指摘された 9 機器は、いずれも平成 25 年 9 月までに点検を実施しており、昨年 9 月に原子力規制委員会報告した「全機器の点検が完了した」という報告とは矛盾していません。

【記事内容 その3】

「内規を逸脱して点検記録を訂正した不正な処理も100カ所以上見つかった」
「訂正印だけで処理できると運用を変えていた」「勝手な変更で不正処理に当たると」

【事実関係】

- ・ もんじゅでは「不適合管理要領」に従って不適合管理を行っています。要領には、記録の誤りに対する処置が定められており、それに従って点検記録の誤りを処置しています。記事内容その3に記載された事項は、いずれも要領に従った不適合管理であり、不正な処理には当たりません。

【記事内容 その4】

「9点の機器が点検から漏れていたことが判明、機構も昨年9月段階で未点検として計上していなかったと認めた」

【事実関係】

- ・ 今般、当該機器の外観点検と特性試験が、平成24年11月末の段階で未点検となっていたことを確認しましたが、結果報告書を提出した昨年9月末及び現時点では、当該機器については全て点検を完了しています。